

別表（第2条関係）

補 助 事 業 名	ふれあい活動アドバイザー派遣事業
補 助 事 業 の 目 的	地域づくり活動団体が抱える課題の解決を図るため、「ふるさと兵庫“すごいすと”」で取り上げられた方々をふれあい活動アドバイザーとして地域づくり活動団体に派遣し、相談や助言、講演等を行うことにより、地域づくり活動のさらなる活性化、発展を図る。
補 助 事 業 の 対 象 と な る 者	地域住民を主体とする地域づくり活動団体
補 助 事 業 の 対 象 と な る 経 費	アドバイザー派遣にかかる謝金、旅費、活動経費（会場使用料、資料作成費、消耗品）
補 助 率	定額
補 助 金 の 額	<p>予算の範囲内の額で アドバイザー謝金：1回上限3万円 アドバイザー旅費：県規程による額 活動費（会場使用料、資料作成費、消耗品）：1回毎の上限2万円</p> <p>ただし、アドバイザーの派遣は、年度内で最大5回までとし、補助事業の対象となる経費の支出が、上記の額に満たない場合は当該支出額とする。</p>
適用除外する条項	第22条第2項
その他の事項	団体毎の補助金申請・助成は1回を限度とする

別に定める事項

第3条	(添付書類) 「補助金交付申請書 別記省略」 <ul style="list-style-type: none">・事業計画書（別紙1）・債権者登録書（別紙2）・受領権限委任状（別紙3）
	(指定期日) 別に指定する期日
第7条第1項	(軽微な経費配分の変更) 補助金の額に変更を生じないもの
	(軽微な事業内容の変更) 補助事業の目的・効果に影響を及ぼさない細部の変更
	(添付書類) 第3条の添付書類に準じる
	(指定期日) 変更することが決まった後、速やかに
第9条第1項	(報告事項等) _____
第11条	(添付書類) 「補助事業実績報告書 別記省略」 <ul style="list-style-type: none">・事業実績書（別紙4）・領収書等添付様式（別紙5）・事業実施が確認できる資料、写真（派遣1回ごとに3枚以上）
	(指定期日) 事業完了後14日以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日
第19条第1項	(処分制限期間) _____